

東京音楽大学リポジトリ

Tokyo College of Music Repository

東京音楽大学大学院論文集発行規程

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://tokyo-ondai.repo.nii.ac.jp/records/1052

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



東京音楽大学大学院論文集発行規程

(目的)

第1条 この規程は、東京音楽大学大学院音楽研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に在籍する学生等が研究成果を広く学内外に発表するために本学が発行する論文集（以下「論文集」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び発行)

第2条 論文集の名称は「東京音楽大学大学院論文集」（英語表記：*Bulletin of the Doctoral Programs, Tokyo College of Music*）とする。

2 論文集は、年1回以上、CD-ROM版で発行する。

(掲載論文等)

第3条 論文集には、博士後期課程に在籍する学生又は編集委員会が認める者の未発表の研究論文等（論文、研究ノート等）を掲載する。

(編集委員会)

第4条 論文集の発行のため、論文集編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

(組織)

第5条 編集委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 博士後期課程の授業担当教員のうちから、博士課程委員会が推薦した者 4人

(2) 付属図書館長

2 前項第1号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名した者とする。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(審議事項)

第7条 編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

(1) 論文集の発行計画及び編集に関すること。

(2) 投稿原稿の掲載に関すること。

(3) その他、編集委員会が必要と認める事項

(議決)

第8条 編集委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって、これを決する。

(査読)

第9条 編集委員会は、次の各号に掲げる者のうち2名以上の者に投稿原稿の査読を依頼し、その審査結果の報告に基づき、論文集への掲載の可否を決定するものとする。

(1) 編集委員会委員

(2) 本学教員（非常勤教員を含む）のうちから投稿原稿に関する専門分野の教員

(3) 学外の学識経験者

2 投稿原稿の論文指導教員は、当該原稿の査読に加わることはできない。

(著作権)

第10条 論文集に掲載された投稿原稿の著作権はそれぞれの執筆者に属するが、掲載論文の電子化及びウェブ上での公開に関する著作権は、編集委員会に委譲するものとする。

(投稿及び執筆)

第11条 投稿及び執筆に関する必要な事項については、編集委員会が別に定める。

(事務)

第12条 論文集の発行に関する事務は、本学附属図書館において処理する。

附則

この規程は、平成26年10月17日から施行する。